



月報

3

# 全缶協

(43.3.30. No.15 Vol. 2)

## ◇ 目次 ◇

◇ 3月の行事一覧表	1
◇ 缶詰の共同宣伝代表者会議	2
◇ 缶詰共同宣伝実行委員会	4
◇ 全缶協缶詰の事前打合会	9
◇ 新物缶詰に関する代表者懇談会	10
◇ 缶詰全国大会	12
◇ 全缶協の新物缶詰要望 10 項目	14
◇ 缶の面取り廃止に関する要望書	19
◇ (第8回) 理事会	22
◇ (第8回) 岐実部会	25
◇ 公取委よりの調査書に関する打合会	28
◇ 肉表示で公取委課長に陳情	29
◇ 施行規則に関する打合会	32
◇ 食肉缶工組との打合会	33
◇ 公正競争規約に関する農林省との連絡会	34
◇ 緊急食肉部会	36
◇ ズルチン使用のみかん缶詰に関するお知らせ	37
◇ 肉表示についての打合会	39
◇ 食肉缶詰の表示に関する文書公取委へ提出	42
◇ 公正競争規約に関する表示連絡会	44
◇ (第4回) 公正取引協議会設立準備委員会	46
◇ 肉表示に関する公取委側との打合会	48
◇ (第2回) 東急缶詰まつり要綱	49
会員消息	50

## 全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

## 3月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
公取委よりの調査書に関する打合会	3月 1日	10.00～ 12.00時	野崎産業(株)	副会長、部会長 計 6名 食肉缶組渉専務
表示に関する打合せ会	3月 4日	13.30～ 18.00時	日 缶 協	全缶協 2名 日缶協 3名 製缶協 9名 食肉缶組 1名
公取委に陳情 緊急食肉部会	3月 4日 3月 5日	10.00～ 12.00時 10.00～ 12.00時	公 取 委 株北洋商会	会長 計 6名 13名 オブザーバー 食肉缶組渉専務
食肉缶工組との打合せ会	3月 5日	13.00～ 14.00時	株北洋商会	12名 食肉缶工組 6名
全缶協側筈缶詰の事前打合会	3月 6日	11.00～ 13.00時	名古屋ホテル	会長、副会長 部会長 計 7名
筈缶詰全国大会	3月 7日	13.00～ 16.30時	名 鉄 グランド ホテル	製造関係 140名 商社 問屋 64名 報道関係 16名 来賓、その他 18名 合 計 238名
食肉表示打合会	3月 8日	15.00～ 16.00～ 12.00時	株北洋商会	9名
果 実 部 会	3月 15日	12.00時	株北洋商会	
かに市販缶開缶リサーチ 理 事 会	3月 18日 3月 25日	13.00～ 16.00時 13.00～ 16.30時	日 缶 協 株北洋商会	
東急缶詰まつり打合会	3月 25日	13.00～	日 缶 協	
共同宣伝実行委員会	3月 26日	13.30～ 15.20時	日 缶 協	販 売 6名 メークー 11名 製 缶 2名
消費者代表との連絡会	3月 28日	10.00～ 12.30時	公 取 委	消費者 5団体
公正取引準備委員会	3月 29日	13.30～	日 缶 協	日缶協 22名
公取委との打合せ会	3月 30日	10.00～ 12.00時	公 取 委	全缶協 3名 北田、渉両専務

## 4月の業事予定

行 事	月 日	時 間	場 所	
普及宣伝部会	4月 5日	10.30～ 12.00時	㈱北洋商会	
理 事 会	4月 5日	13.00～ 16.00時	㈱北洋商会	
共同宣伝実行委員会	4月 8日	13.30～	日 缶 協	
外国産食肉缶詰開缶研究会 (主催 食肉缶工組)	4月16日	13.30～	農協ビル8階	
共同宣伝実行委員会	4月23日	14.30～	ステーション ホ テ ル	

### 缶詰の共同宣伝代表者会議

日 時 昭和43年3月8日

場 所 日魯漁業(株) 会議室

出席者 日本製缶協会会长 高崎芳郎氏, 広田理事

日本缶詰協会会长 田上東稻氏, 隅野専務理事

全国缶詰問屋協会会长 浅井二郎氏

### ※ 代 表 者 会 議 の 概 要

日本製缶協会会长高崎芳郎氏、日本缶詰協会会长田上東稻氏および全缶協会長浅井二郎氏は缶詰の共同宣伝について3者の巨頭会談を行ない、缶詰消費拡大に伴う共同宣伝実施に関する基本線を決定し、おりから苦境に喘ぐ業界に明かるい話題をもたらした。まず共同宣伝の資金についてはさし当つて製缶協会ならびに製鉄会社が拠出するとの大方針が決定。今後3カ年間を通じ年間1億3千万円の予

算で実施することになつた。たゞし、本年はみかん缶の海外宣伝費として3千万円を充當するため1億円とし、品種も6品種にしづり重点的な宣伝を行なうことになつた。共同宣伝の基本線の大要は次の通り。

## 共同宣伝の推進

### 1. 趣 旨

- a、共同宣伝のそれ自体の直接的効果を狙うことは勿論であるが
- b、業界の問題を解決するための総力結集の契機を求めるという点をも考える。  
本年はパッカー問屋側よりの費用の拠出を待つと宣伝時期を逸するので、  
製缶側の費用で行う。費用は1億円を予定している。
- c、本計画は3年間実施し4年目以降は缶詰業界自体の手でこれを行なうこと  
を一つの目標とする。

### 2. 品種の決定

- a、本年の宣伝対象品種を次のとおりとする。  
生産高が多く今後更に伸びるもの、みかん、もも、みつ豆。嗜好の洋風化  
に従い、これから伸ばさねばならぬもの、まぐろ（かつお）油漬、スイー  
トコーン、アスパラガス。
  - b、みかんに4千万円、もも、みつ豆に3千万円とし、これ等を一括して行な  
うこともある。  
まぐろ油漬、スイートコーン、アスパラガスに對しては3千万円とし、特  
にたべ方、料理法をよくPRする方法をとる。
- 以上の宣伝品種は  
品質のよいものであり、農林規格検査合格品又はこれに相当する品位のも  
のであること。
- まぐろ油漬は、特に国内向きとしてつくつた品質良好なもので生産奨励を

加味した方法をとること。

委員会の実行委員は

日本缶詰協会、日本製缶協会、全国缶詰問屋協会よりそれぞれ5～6名を選出する。

事務局は、日本缶詰協会におき、隅野専務理事が幹事として事務をまとめ。提出された原案は、以上の点を訂正して進めることに決定された。

なお、具体的宣伝案は実行委員会でねることになり、その第1回目の会合が3月26日日缶協で開かれることになつた。

## 缶詰共同宣伝実行委員会

日 時 昭和43年3月26日 13.30時～15.20時

議 案 1. 共同宣伝推進に関する経過報告

2. 実行委員長、同副委員長選任の件

3. その他

場 所 日本缶詰協会 会議室

出席者 (製造関係) 原 喜三郎 (缶協消費拡大委員長)

廿日出 要之進 (青旗缶詰社長)

後藤 磯 吉 (日本蜜柑缶詰工組理事長)

小泉 武 雄 (日本農産缶詰工組理事長)

代 理 山 内 正 雄

丸子 斎 (同 アスパラガス部会長)

山本 一 (明治製菓㈱食品営業部長)

小平 裕 (森永製菓㈱食品営業部次長)

矢住 清亮 (消費拡大副委員長)

稻葉由蔵（消費拡大副委員長）

後藤広一（大洋漁業株専務取締役）

代理佐田克郎

佐々木久治（日本農産会計組スイートコーン部会長）

代理横尾正登紀

〔販売関係〕 浅井二郎（全缶協会長）

中山良助（同副会長）

祭原二郎（同同）

代理宮軒治兵衛

竹内治雄（同普及宣伝部会長）

野田喜三郎（同同副部会長）

〔製缶関係〕 小山邦一（東洋製缶株市場調査課長）

〔事務局〕 隅野勇（日本缶詰協会専務理事）

北田久雄（全缶協専務理事）

阿江伸三（日本製缶協会専務理事）

### ※ 共同宣伝推進に関する経過報告

缶詰の国内消費拡大について、日本缶詰協会・田上会長、全国缶詰問屋協会・浅井会長、日本製缶協会・高崎会長が8月8日会談を行なつた結果、次の通り意見の一一致をみた。

1.a 製缶協会よりプリキメーター各社の賛同を得て提案された缶詰の共同宣伝

に關する趣旨について全面的に賛成する。

b、実行の手順その他について次の通り決定する。

(1) 品種：みかん、もも、みつ豆、まぐろ（かつお）油づけ、スイートコーン

アスパラガス

(注1) 各品種の宣伝方法については、それぞれに適合する方法を考える。

(注2) 品種についての苦情については、日缶協並びに全缶協会長がこれを処理する。

(2) 費用並びに費用の配分

(イ) パッカー、問屋よりの資金の拠出については、方法その他をなるべく本年度中に決定する。

(ロ) 製缶、ブリキよりの拠出資金約13,000万円以上であるが本年は約10,000万円とし、その配分は次の通りである。

みかん(4,000万円)、もも、みつ豆(3,000万円)、計7,000万円、まぐろ(かつお)油づけ、スイートコーン、アスパラガス計3,000万円。

(3) 実行のための機関を次の通りとする。

(イ) 共同宣伝委員会、(ロ) 実行委員会、(ハ) 事務局

(4) 開始の時期その他

(イ) 4月中旬より開始できるよう一切の準備を進める。

(ロ) 正式発表は日本缶詰協会会长より4月1日に行なわれる同会の顧問会の席上これを行なう。

(ハ) 宣伝の実施には博報堂、電通の二社適宜利用する。

2. ブリキメーカー各社に対し、

a、以上の経過を報告し

b、ブリキメーカーより派遣の委員の決定をお願いする。

c、また製缶協会との間において、ブリキメーカー協力資金の具体的打ち合せなどを行なうことを要請する。

3. 参考までに1項aにいう共同宣伝の趣旨とは次の通りである。

a、共同宣伝のそれ自体による直接的効果を狙うとともに

b、問題を解決するための業界総力結集の契機を求めるという点も考え

(イ) パッカー、問屋よりの費用の拠出を計画し実行すること。

(ロ) 共同宣伝の時期にその品種に関するブランドの宣伝を集中実施すること。

などを行なう。

c、本計画は3年間実施し4年目以降は缶詰業界自体の手で、これを行なうことを目標とする。

### ※ 実行委員の構成

[メーカー側]

原喜三郎氏（缶協消費拡大委員会委員長、日本水産専務取締役）

矢住清亮氏（ 同 副委員長、日東食品製造社長）

稻葉由蔵氏（ 同 同、稻葉食品社長）

植田朋八氏（日本缶詰輸出水産業組合理事長、清水食品社長）

後藤義吉氏（日本蜜柑缶詰工業組合理事長、後藤缶詰社長）

小泉武雄氏（日本農産缶詰工業組合理事長、帝北食糧社長）

丸子 齊氏（同組 アスパラガス部会長、クレードル興農社長）

佐々木久治氏（同組スイートコーン部会長、日本缶詰社長）

後藤広一氏（大洋漁業専務取締役）

山本 一氏（明治製菓食品営業部長）

小平 裕氏（森永製菓食品営業部次長）

甘日出要之進氏（青旗缶詰社長）

[全缶協側]

中山良助氏（全国缶詰問屋協会副会長。株逸見山陽堂専務取締役）

祭原次郎氏（同 同。株祭原 社長）

竹内治雄氏（同 同。普及宣伝部会長。株国分商店取締役）

橋田巖夫氏（同 同。副部会長。株明治屋専務取締役）

野田喜三郎氏（同 同 同。野田喜商事株社長）

[製缶・製鉄側]

- 未 決 定 -

※ 実行委員長、同副委員長選任の件

実行委員会の委員長および副委員長の選任については、実行委員長に原 喜三郎氏を、また同副委員長には全缶協副会長の中山良助氏を満場一致で選任した。  
なお、次回の実行委員会は4月8日13時から日缶協会議室で開かれることになつた。

## 全缶協側筍缶詰の事前打合会

日 時 昭和43年3月6日 11:00～13:00時  
場 所 名古屋ホテル  
議 題 1. 新物筍缶詰に関する代表者懇談会事前打合せの件  
2. その他  
出 席 会長 浅井二郎氏、 副会長代 中山良助氏、  
蔬菜部会長 大橋庄三郎氏、 蔬菜部会副部会長 萩原弥重氏、  
同 宮転治兵衛氏、 同(代) 北村正年氏  
専務理事 北田久雄氏、 (以上7名)

### ※ 打 合 会 の 概 要

3月7日の筍缶詰全国大会に参加するに当たり、全缶協として今まで開催してきた筍缶詰の3地区別懇談会（中部、西部、東部）、これにひき続いての蔬菜部会で新物筍缶詰に臨む販売業者としての意見統一を行なつた結果、大会開催の前日にあらかじめパッカー側の代表者と全缶協側の正副会長、同正副蔬菜部会長と懇談することとなり、この懇談に先きだつて全缶協側内部の事前打合会が開かれた。この事前打合会において、10項目（筍缶詰全国大会の項参照）にわたる全缶協側の考え方をまとめ、パッカー側代表者と懇談することとなつた。  
なお、この打合会で筍缶詰全国大会の会場において全缶協側は次の順序で挨拶ならびに意見を述べることに決定。

1. 挨 捶 全缶協会長 浅井二郎氏
2. 昭和42年度需給経過ならびに43年度品に対する要望について

全缶協蔬菜部会長 大橋 庄三郎 氏

3. 42年度輸入経過ならびに43年度輸入見通し

株式会社 北洋商会 缶詰次長 広田 正 氏

4. 全缶協の考え方について

全缶協 副会長(代) 中山 良助 氏

## 新物筍缶詰に関する代表者懇談会

日 時 昭和43年3月6日 13.30～15.30時

場 所 名古屋ホテル

議 題 1. 新物筍缶詰に関する件

2. その他

主 催 全 缶 協

出 席 〔全缶協側〕 会 長 浅井 二郎 氏

副会長代 中山 良助 氏

蔬菜部会長 大橋 庄三郎 氏

〃副部会長 萩原 弥重 氏

〃〃 宮軒治兵衛 氏

〃〃代 北村 正年 氏

専務理事 北田 久雄 氏

(メーカー側)

日本缶詰協会缶詰委員長 山崎 隆之助 氏

近畿缶詰製造協議会会长 堀口 晃 氏

日本農産缶詰工業組合蔬菜部会長 佐高 京一郎 氏

長池缶詰株式会社	取締役社長	長 池 照 男 氏
丸光缶詰株式会社	"	筒 井 芳 雄 氏
あけぼの産業株式会社	"	堀 永 作 治 郎 氏
中利缶詰株式会社	"	中 村 春 太 郎 氏
近江缶詰株式会社	営業課長	市 川 升 治 氏
九州食糧品工業株式会社	常務取締役	山 口 正 氏
"		志 村 公 穂 氏
東海缶詰株式会社	取締役社長	古 川 仙 一 郎 氏
藤田缶詰株式会社	専務取締役	藤 田 全 弘 氏
天狗缶詰株式会社	代表取締役	伊 藤 清 正 氏
愛媛缶詰株式会社	取締役社長	大 庭 顯 敏 氏
日本缶詰協会	専務理事	隅 野 勇 氏
日本農産缶詰工業組合	"	山 内 正 雄 氏

### ※ 懇 談 会 の 概 要

午前中全缶協内部の下打合せを行なつたあと、引きつづいて筍缶詰に関連する関係団体、地域代表者による懇談会を開催した。

この懇談会においては全缶協として8地区にわたる地区別懇談会、これに続く蔬菜部会で協議した最終的結論を翌3月7日開催の筍缶詰全国大会にさきがけパッカ側と十分な打合せを行ない、同大会で全缶協の新物筍缶詰に対する考え方として発表するための懇談会であつた。

この席上において10項目にわたる全缶協側の考え方、要望事項（別掲筍缶詰全国大会を参照のこと）をパッカ側に伝え意見を求めたが、結論的にはパッカ側も新物生産は特に原料買付、製造計画には自肅を要するという考え方であり、生販両者とも慎重を期すことで一致した。

## 缶詰全国大会

日 時 昭和43年3月7日 13:00～16:30時

場 所 名鉄グランドホテル

- 議 案
1. 一般情勢報告
  2. 43年度缶詰生産計画
  3. 42年度需給経過ならびに43年度品に対する要望について
  4. 42年度輸入経過ならびに43年度輸入見通し
  5. 質疑応答
  6. 次期開催地に関する件
  7. その他
- 全缶協の考え方について

### ※ 大会の概要

42年度缶詰の順調な消化により、新物に対する関心は例年になく旺んでありそれを反映してか本大会の参加者は製造関係140名、問屋、商社関係64名報道関係16名、来賓その他18名の合計238名に達し盛会であつた。

定刻、中部缶詰製造協議会副会長岡本千代松氏の開会の辞ではじめられ、大会会長山崎隆之助氏の挨拶、地元代表として中部缶詰製造協議会会长川口仲三郎氏、中部食料品問屋連盟会長（代理）依田寿夫氏の挨拶、ついで日本農産缶詰工業組合蔬菜部会長佐高京一郎氏の挨拶があつたあと、全国缶詰問屋協会会长浅井二郎氏の挨拶が行なわれた。その概要は次の通り。

**浅井会長挨拶** 『全缶協の立場から一言ご挨拶申しあげたい。ご承知の通り日本經濟は極めて厳しい状況に置かれており、缶詰業界も業界各位の努力にも拘わらず、むくいられない事情である。この時に当つてこの大会が催されることは時宜を得たものであり、その意味においてこの大会を意義あるものといたしたい。私ども全缶協の活動目標は 41 年 1 月発足以来適正なる供給量と適正なる価格を追い求め業界の安定化に努力を払つてきたが、全缶協の基本的な考え方としては、企業共同体としての意識の昂揚を強くうち出し、各企業間の団結によつて共存共栄の道を拓り開いてゆく考えである。例えは缶詰を販売するに当つても生産者から問屋、スーパー・マーケットおよび小売店にいたるまで、すなわち商品が消費の手に渡るまでの企業共同体意識に結ばれた行動のみが、今後の經濟社会において共存共栄の道がきり開かれると考えられる。缶詰は日本の味として伝統ある缶詰であるが、その将来性よりも後退的分野に取り残されようとしているのではないかと憂慮され、われわれとしてはこの伝統ある商品と企業とを守ることに一段と努力しなければならないと考えている。

缶詰の場合はその農業構造ならびに製造方式等より勘案して、他のフルーツ缶詰のような大量生産は不可能であり、従つて供給量の問題よりも、むしろ適正価格なるものが、重要な課題となつてゐる。

缶詰は今日、大衆の食品となつており、決して恩恵商品、相場商品であつてはならないと思う。従つてわれわれは消費者の要望する適正価格の設定に努力すべきであると考える。

この大会で最も注目しなければならない問題は輸入品の問題である。この詳細については議案の中で蔬菜部会員によりご報告申しあげるが、中共、台湾等の低賃金国の缶詰が国内市場をねらつており、すでにグリンピースは犯され、また、アスパラガス、マツシユルームなどの蔬菜缶詰も犯されようとしている状況にある。また、ご承知のように海外の經濟情勢ならびに国内の經濟情勢も極めて厳しいものがあり、本大会において生販一体の団結が図られ、本年度缶詰の事業が

円滑に進み、共存共栄の道が拓りひらかることを望んで私の挨拶としたい。』  
以上のような浅井会長の挨拶につづき「たけのこ缶詰の品質について」日本缶詰  
検査協会常務理事の池野真澄氏の講演があり、東海缶詰㈱古川仙一郎氏を議長に  
選任、議事に入つた。

なお全缶協側の立場として「42年度需給経過ならびに43年度品に対する要望  
について」蔬菜部会長大橋庄三郎氏より次のような10項目にわたる要望がなさ  
れた。

### 全缶協の新物筈缶要望10項目

昨42年度の筈缶詰は業界全般の努力によつて生産高も、又生れ値段も誠に適正  
であつたことと、更に干魃による野菜高などもあつて消費も至極順調に推移し、  
前年の穀物キヤリオーバーをも含め概ね消化し、暫くぶりに明るい気持で新物に  
着手出来るということは甚だ悦ばしい次第である。

それだけに今年は意欲が旺盛で一つ間違うとまたまた40年度の二の舞になりか  
ねない。現にたゞいま発表された各地の状況から見ても産地の7割以上が1.0乃至  
3.0%減産見込と発表されているにも拘らずその製造見込数は昨年の数字を上回  
つているということは明らかにその意欲の盛んな顕れであり余程慎重な態度で臨  
まねば、高値増産となる危険が多分に含まれているよう思われる。

一体筈に限らずシーズンパックの商品は出来秋から翌年生産期までには金利、倉  
敷等の経費程度が値上りを見るということが最も好ましい状態と考えられ、その  
意味において昨年の筈缶詰は季節商品、本来の姿に還つたのであつて、今年もど  
うかこのような具合になることを希望すると共に関係者挙つて努力すべきだと思  
う。そこで昨年の消費状況の経過を顧みて今年の筈に対する考え方を検討して見  
たい。

それについて全缶協蔬菜部会として1月17日以降2月19日までに東京及び名

古屋、大阪各地において前後5回に亘り専門業者を中心に業務筋、青果関係及び一部パッカーを交え懇談の結果、販売業者としての意見の統一を見たのでお伝えしたいが、生産者販売業者ともども今年の新物筈に対する心構えとしてご参考の一端に資して頂ければ幸甚である。

## 1. 消費の動向面から見て

C級以下の所謂裾物に対する考え方は矢張昨年同様であること。毎年持越となる場合、いつも決つて裾物がその殆んどであった。ところが昨年は裾物から先に捌け、例年荷動きのない夏期においても開け売りが利いたのは、100g20円という価格で売り出したところに魅力があつたので、滑り出しが良かつたため引き続き順調な荷捌きの糸口となつた、しかし、裾物が順次片付いて上級品を25円30円と売繋いで行き100g35円から40円となると途端に売行きがガタ落ちて減つたと言う開け売業者の日くである。

## 2. A.B級のT以上の小筈の物が何故売れ残つたか

原因是価格が高くて敬遠されたものである。曾ては初期のこまかい上物は高値でも歓迎されたものであるが、これらの需要は一部に限られており、生産数を捌くだけの消費が見られない、さりとてこれらの原料を丸缶用に充てるとしても丸缶の消費量も現状ではピークである。

反面これらの品は製造される側では歩留り、加工費等から見てむしろ高くつく。従つて高く売れぬと言うことなら原料価格で加減する外ないと言うことになるのではないか。

このような小筈の原料は言い換えれば筈そのものとしては屑とも唱えられていることでもありこれらの原料購入に一考を要するのではなかろうか。然し、TでもC級は片付いたと言うことは矢張り価格によるところと思われる。

### 3. 次に現在の在庫であるが(2月末の時点)

昨年の順調な荷動きから「市中~~在庫なし~~」或いは「完全消化された」との声あるも、A B 級の T 以上は勿論、それ以外の品も現在の高値相場で潜在在庫が現時点において末端までの流通段階では生産高の一割程度は残つていると思われる。

従つて新物出廻り期までに完全零になるとは考えられないし、売繋ぎの品は末端までには充分間に合つているから、何でも売れると言う状態ではない。

よつて初期に出来る小筋の上物は前述の通りであり、従つてゆつくり落付いてマーケットの要求する品を造つていただきたい。

### 4. 早積の抑制自粛を望む

以上の様な状態なので、今年は特に早積の自粛抑制を各地域毎に生販共末端に至るまで徹底浸透するよう努められたい。

早積は原料価を煽ることにもなるので特に慎重を期すべきだと思考する。

### 5. 品質について一言

昨年の好調な荷捌きから今年はどうしても意欲の旺盛は必然と見られる。

そこで品質低下(選別の粗雑)のおそれが多分に考えられるので、特にこの点を留意して充分なる品質管理を望む。

### 6. 次に価格について問屋の考え方

今年の原料関係は地区によつては干害や雪害の影響で原料確保の点で大変と思われる。そのうえ経費の上昇で少し無理かとも見えられるが問屋としての考え方は大体昨年並を希望しており、且、筈詰の適正安定価格としては39年度及び42年度の線が長期安定価格と言う見方をしている。

なお、格差の件は昨年まで L と M の 1~2 級間の価格差を 150 円と見ていたが

昨年の状況からIとMについては150円差位に縮めてはと言う意見であつた。

次に傷、折の問題は混合詰にして規格簡素化の一端に、との説があるやて聞及んでいるが、これは矢張りキズとオレとは区分していたいきたい。

「折」「傷」と同格では買つてくれない。使う筋では100円から200円安を希望していることをお伝えする。

## 7. 筒と競合する野菜価格の点

昨年は干魃の影響で総てが不作高であつた。その反動とでも言うか今年は野菜全般的に総て増産態勢にあると聞く。増産は即安値に繋がる事であり現に11月から3月までに生産された白菜やカンランは前年の約半値という状況である。

## 8. 販売業者の望むマージン

これだけ裾物に壳足がついて来たのはなんとしても八百屋やスーパーでの開け壳り、或は袋詰販売の普及のメリットを挙げねばならぬ。

そこで一体末端のマージンはどれ程かと調べて見ると、大体掛け込、目欠、腐り等を見込んで30%を希望している。最低25%以下では嫌だとのこと。

そうすると卸の段階で金倉、運搬の経費それに一次店、二次店の手数料等合わせて卸段階で1割を要する。従つて生産者から消費者に渡るまでに概ね4割を見てもらいたいと考え置頂きたい。

## 9. 更に肝心なことは最近の経済状勢

昨年秋以来の金融引締めの影響が今5月に顕著に現われて厳しい情勢下が予想される。そこで従来の如く出来秋に一括購入などの買だめ傾向は減ると見ねばならない。従つて問屋もまた業務筋でも高値生れとなれば金融事情も加味されて当用買いで様子見の仕入となるであろう。

## 10. 最後に最も注視せねばならぬのは輸入品 (主として台湾産)

ご承知の如く原料価格は K 1 5 円～1 8 円でしかも人件費は低開発国で日本とは問題にからず従来は 1 号缶のみの輸入であつたが昨年度より 1 8 リットル缶の試験輸入が輸送問題で一応成功したので、本年以降増大する公算も大であり又生産能力は 5 0 万缶は充分とのことである。なお価格は 1 8 ℥ 缶 1,3 0 0 円までの輸入価格であるから有に 1,4 0 0 ～ 1,5 0 0 円で出回る訳であり、今後特恵関税問題の如何で更に安く入る可能性もある。そのうえ生産期が 5. 6 月から 9 月までということで内地の筍製造状況如何を見てから手を打つくるという条件下にあり全く脅威の存在である。

更に又 3 9 年の輸入過剰によるダンピングが市場開拓の役目を果した結果となり今日、台湾筍の固定消費層も相当なもので、曾ては国産品の輸出を誇った筍缶詰も過去数年間において全く文字通り主客顛倒の惨めな立場に押し込められたのである。今にして目覚めねば国内消費にもやがては輸出で受けた惨めさを再び国内消費の面で味わうと言う憂き目もなきにしもあらずと思われる。

以上結論として潜在々庫、台湾産の攻勢、金融の影響と客観的情勢は誠に厳しいものが予想されるので、昨年の好調な荷動きは決して生産量が少なかつたからと言うのではなく

1. 価格が適正な大衆価格で生まれたこと。
2. 千穀の影響で競合野菜が高値であつたこと。
3. 台湾よりの入荷が少なかつたこと。

等を充分検討の上よくこれらを理解して從らに増産に走ることなくわれわれ販売者側としてパッカー各位に望みたいのは 要約すると。

品質の向上。 コストの引下げ。

この二点に充分なる御配慮を願い原料対策にはたまた 製造計画に慎重を期して頂き、生販双方共に共存共栄のため更にまた折角軌道に復した筍缶詰の長期

安定商品として将来一層の伸展を冀い、各位のご努力ご協賛を切に希望して止ま  
ない。

以 上



蔬菜部会長大橋庄三郎氏の「42年度需給経過ならびに43年度品に対する要望について」以上10項目にわたる全缶協側の発表のあと、「42年度輸入経過ならびに43年度輸入見通し」を株式会社北洋商会缶詰次長広田 正氏が台湾産筍缶詰を中心とした現状を説明、特に国内産新物筍缶詰が高値増産となつた場合、こ  
としは50缶が相当量輸入されるおそれがあることを強調、また副会長代中山良  
助氏が「全缶協の考え方について」種々要望したが、これらの要望はいずれも共同  
利益の理念にもとづくものであり、長期安定化に努力したいと訴えた。

なお、50缶の荷造り方法について最近グラスファイバーを使用しバンドを井ゲ  
タがけにしたものが出回つているが、非常に合理的であり、実物を示してことし  
からなるべくこの新らしい荷造り方法を採用されるよう協力を呼びかけた。

また質疑応答においてパッカー側より面取り廃止が提案され、これに対し全缶協  
側は反対意見を述べたが、パッカー側の多数意見ということで、ことしから実施  
することが決議された。

この面取り廃止に関するは日をあらためて次のような要望書を筍缶詰委員長宛に  
提出した。なお、次回全国大会の開催地は九州と決定。

## 筍の面取り廃止に関する要望書

筍缶詰全国大会においてパッカー側より提案、決議された筍の面取り廃止につい  
て全缶協側は蔬菜部会長名をもつて8月12日、日缶協筍缶詰委員長宛次の要望  
書を提出した。

## 筍の面取り廃止に関する件

拝 啓

3月7日の名古屋における筍缶詰全国大会は諸議事意を尽しての進行により盛会であつたことはご同慶の至りであり、併せて諸般にわたる御配慮に対し厚くお礼申しあげます。

さて、諸議事のうち近畿缶詰製造協議会殿より提案され、一応決議事項として裁択されました筍の面取り廃止云々の件につきましては同席において弊協会側の代表者より、時期尚早、なお検討を必要とする事柄である旨の発言を致しておきましたが、ここにあらためて弊協会の真意をお伝えし、貴協会の御熟考を懇請申しあげたいと存じます。

近畿缶詰製造協議会殿よりのご提案の趣旨は

- A、可食部分の除去は無駄である。
- B、労働力の節約になり、将来の機械化に通ずる。
- C、すでに10年以前から決定されていることである。
- D、本年から実施して消費者の判断に問い合わせ、具合が悪ければやり直す。

以上の4項目であると承りました。然してこの4項目のうちA、B、Cはまことに正論であります。弊協会員もそのようにあれかしと希うことに答ではありますんが。

a、果して今日まで可食部分を捨て去つているかどうか。面取り作業は不可食部分の除去を兼ねていること、商品の姿を正し、商品の価値の向上に役立つことである。この部分は原料の地域的、初期、中期、後期の時間的および品位、クラス等の複雑な相違があり、これにいかに対処せられるか。

東西南北各工場のこれら複雑な状況下においての作業方法について十分な準備が為されたかどうか。

b、労働費の節約がいか程のコストダウンに通ずるのか。

c、10年前に決められておりながら今日まで全く手が着けられないことの理由  
は何故であるかの解明等、弊協会としては十分納得し難い状況であり。

d、消費者の判断はさしあたり製造方法の粗雑さという印象のハネ返りを受ける  
ことと考え、この責任の所在についての痛心を致すのであります。

以上原則的には正しい所論とは存じますが、製造時期を目撫にして、あまりにも  
唐突、短兵急であり、且は準備不十分を工場もあるのではないかを杞憂致します  
ので重ねてご入念希いあげたい次第であります。

なお、本件は貴協会工場側においての作業方法その他について、また弊協会側に  
おいて販売および消費者サイドに起る事情等、十分研究を重ねてのうえで附議  
されるべき性質のものである筈の事柄が、いささか双方醸成不十分のまま進行致  
しましたことにつき、少なからぬ不安を覚える次第でありますが、何卒首題の件  
に対しましてはご所見折りかえしご返事賜りますようお願い申しあげます。

#### 敬 具

追 伸

規格10進法につきましては今回の大会では論議細目にわたる事柄であると存じ  
要望事項から外させていたゞきましたが、弊協会と致しましては引き続き前向きに  
て本件を取り扱いたく、従つて貴協会におかれましても今年度製造期間中ご念頭  
におかれつゝ実際現場のご研究をお進め下さいますよう併せてお願い申し上ます。

以 上

## 缶詰の42年生産量及び43年予想生産量の推定

単位 { 大缶・18ℓ 缶換算  
丸缶・特1/06 换算 }

地区別	昭和42年		昭和43年		備 考
	大 缶	丸 缶	大 缶	丸 缶	
北海道	12,324 体)	1,200 箇)	12,500 体)	1,200 箇)	
東 北	21,776	6,920	22,000	7,000	43年予想は42年実績の端数を切り上げて計上
関 東	37	1,875	—	2,500	
中 部	136,815	31,798	164,000	30,000	中部地区。43年予想は全国たけのこ主産県連絡協議会資料を合せて考慮
近 縄	258,364	66,000	255,000	56,500	
中 国	160,000	154,17	158,000	16,500	中国地区。山口県を含む。
四 国	600,873	60,027	420,000	45,000	
九 州	578,756	31,500	705,000	35,000	九州地区。山口県を含む。
合 計	1,768,945	214,737	1,806,500	193,700	

注) 本資料は各地区缶詰協会、協議会等が調査した結果を集計したものであり、一部未回答分については本会の生産実績調査中間集計および全国たけのこ主産県連絡協議会資料をもつて補完した。

## (第8回) 理事会

日 時 昭和43年3月25日 13:30～16:30時

場 所 横濱洋商会 7階会議室

議 案 1. 42年度収支状況報告

2. 共同宣伝に伴う経費処理方法に関する件
3. 昭和43年度事業計画（案）作成に関する件
4. 新規加入会員および退会会員の件
5. 公正競争規約制定に伴う協議会加入に関する件
6. 全国食品缶詰業公正取引協議会委員選出の件
7. 処務規定一部変更の件
8. その他

出席者 19名（うち代理人10名）出席委任状 8名

### ※ 理事会の概要

この理事会はいよいよ新年度を迎える時期にきており、定時総会を開く前にもう一度理事会で審議されるが。そのための（案）をあらかじめ検討し、次の理事会までに具体的な（案）をまとめようという考え方で開かれたもの。なお、みかん缶詰の共同宣伝費の半額350万円を支払う時期がせまっており、この処理方法についても審議された。

### 1. 42年度収支状況

専務理事の報告により、3月23日現在の収支状況は予算14,478,251円  
決算11,537,095円。総収入は13,805,211円で差引残高2,288,116円  
であり、この決算は理事会の前に監事店舗ヤマムロ、株矢口屋商会の監査を得て金額に相違ないことが確認された。

これから4月、5月と予想される支出は月10万円近くの広報費その他の雑費などが必要でと事業費、事務費を月50万円見込めば運営でき、合計120万円位みれば十分である。従つて差引残高のうちから100万円をみかん缶詰の共同宣伝費に廻すことに決議された。

## 2. 共同宣伝に伴う経費処理方法

共同宣伝費半額 350万円の支払方法について理事店が新年度の会費を前納したらとの意見もだされたが結局、株北洋商会の保証で神戸銀行八重洲口支店から 250万円を期間4月1日から6月30日迄の90日間金利日歩2銭3厘で借り受けることになり理事全員が諒承した。

## 3. 昭和43年度事業計画（案）

- (1) 共同宣伝に対応する販売の推進
- (2) 業界安定化のための諸施策の推進
- (3) 関連団体、諸官庁との連繋と協調

以上の3大方針を柱として、更に具体的活動方針を次回理事会までにまとめることがなつた。

## 4. 新規加入会員

全缶協に会員として加入していたべき会社として16社を挙げ本理事会で理事全員が推薦することになつた。それでもとづき事務局ではその16社に対し3月30日付で、関係書類を同封し送付し、同時に本理事会の決議により理事店に対し手近な候補店に勧誘方を依頼することになつた。

## 5. 公正競争規約制定に伴う協議会加入について

全缶協としては手印ブランドの所有の問屋が加入するということでその数は約50社程度が予想され、全缶協会員〇〇商店というかたちで参加することを承認した。なお、会費は個々に納入することになつた。

## 6. 公正取引協議会委員

公正競争規約が制定されると、違反行為の摘発、調査、その他の重要な事項はこの協議会で行なうことになり、その委員会が権威を持つことになる。

問屋側からもできるだけ多くの委員をおくり各方面からの意見をだせるようにしたいということから、全缶協側の協議会委員として次ぎの18名を推薦することとなつた。

浅井会長、祭原、中山両副会長、坂下水産部会長、野田果実部会長、大橋蔬菜部会長、竹内普及宣伝部会長、橘田規格部会長、秋間食肉部会長、鈴木、森下宮軒の各政策調査部会長、北田専務理事。

## 7. 処務規定の一部変更

処務規定の第83条通勤費の支給限度額1,600円とあるのを税法の改正により2,400円に変更したい旨を説いたところ全員異議なく諒承した。

## 8. その 他

今後の共同宣伝について3月8日の3者会談で決定した宣伝方法の経緯の説明が会長からあつた。 実施要領は別掲の共同宣伝の項を参照のこと。

# (第8回) 果 実 部 会

日 時 昭和48年3月15日 10:00～12:00時

場 所 梶北洋商会 7階会議室

議 案 1. 48年度みかん缶詰需給に関する件  
2. その他

出 席 19名

## ※ 部会討議の概要

この部会はいよいよ需要期を迎えたみかん缶詰についての需給見通しと対メーカーとの仕切価格について慎重に審議が行なわれた。

### 1. 内販みかん缶詰生産数

内販みかん缶詰の生産も2月20日前後で終了となり、当初から全缶協の希望していた600万缶以内の生産に落着いた。製缶筋では580万缶前後と見ており、全缶協も各地区の情況を検討した結果、だいたいこれと大差ない数字との意見に達した。

ことしの生産570～580万缶を100%とした併用サイズの缶型比率は次のとおりである。

	(本年)	(前年)
10/6 缶	1.8%	3.8%
2/2	6.4%	5.8%
4/2	7.1%	7.9%
5/4	4.4%	5.1%
その他	0.4%	0.5%
小計	6.01%	6.90%
プローケン	17.6%	14.0%
全糖	22.8%	17.0%
合計	100%	100%

(前年は760万缶に対する比率)

ことしは併用サイズが減少しプローケン、全糖が昨年並みという全缶協の予想がほぼ適中していたわけである。

## 2. 需給見通しについて

生産量が 600 万缶以下に落着いたが、これは昨年に比べては減少だが、1昨年に比べては増産であり、昨年の生産量が 530 万缶で相場 5 号併用サイズ小売値 37 円位でスタートし年明け 1 円かを値上りした。

春相場は 40 円位となつたが、1昨年は持ち越しけなかつた。昨年は 760 万缶生産され 70～80 万缶を持越し、従つて昨年の消費は 660 万～670 万缶位であるがその背景は 3 缶 100 円で動いたものであり、ことしの生産は 580 万缶程度としても昨年の持越しがあり、決して少ない年とは言いきれない。現在ブローケンは 3 缶 100 円売りで通つているがサイズはこの線にのらなくなつてゐる。今までの消化はブローケン、全糖を含め全体の約  $\frac{1}{3}$ 、200 万缶弱を消化したのではないかと見られる。

## 3. 仕切価格について

いまメーカーは高値強気である。5 号缶サイズ 83～83.50 円位の要望がきていよいといわれる。ブローケンについてははじめ 28 円でスタートし 28.50 銭～29 円位でバッカーとの仕切はだいたい終つている。

5 号缶サイズ物は 12 月～1 月積は 31 円位で仕切られたが、その後バッカーは 600 万缶以内の生産ということで強気になつてゐるが実勢から見て 5 号缶サイズの仕切は平均の 31.50～32 円程度の線で各社折衝にはいることになつた。4 号缶、2 号缶の大型缶については、5 号缶に比べ数が少ないということで、仕切価格も各社まちまちの価格となつておらず、5 号缶との組付き分については各社の事情により多少の考慮は止むを得ないとしても、他のフルーツ缶詰との格差が大きく割高となつてあり 5 号缶とのつりあいもとれない。

またその数も年々増加の傾向にあり、売り残るという懸念も十分にあり、2 号 4 号缶の大型缶に対してはある程度の線を打ちだす必要があるという見解で来

年度からは5号缶併用を中心として、自然に2号、4号缶の価格も決まるというように、ことしの内にその価格の比率を考える必要があるとの意見があつた。いずれにしてもことしはとりあえず2号缶は5号併用32円の2.7掛、86.40円が妥当の額ではないかとの見解であつた。

## 公取委よりの調査書に関する打合会

日 時	昭和43年3月1日 10:00～12:00時
場 所	野崎産業㈱ 食品部応接室
議 題	食肉缶詰の調査書に関する件
出 席	全 缶 協 副会長(代) 中 山 良 助 氏 " 食肉部会長 秋 間 健 次 氏 " 副部会長 橋 田 厳 夫 氏 株国分商店 仕入課長 安 田 銀次郎 氏 野崎産業㈱ 仕入課長 新 井 敏 也 氏 全 缶 協 専務理事 北 田 久 雄 氏 日本食肉缶組 " 渕 義 愛 氏

### ※ 打 合 会 の 概 要

食肉缶詰の表示に関しては業界側は農林省を窓口として公取委側と意見の調整を図り、公正競争規約の早急実施に努力してゆくことになり、月報2月号既報の通り2月16日、公取委側と農林省側の両者担当課長会談を行ない、業界側もその結果を大いに期待していたが、公取委側は2月28日付で、同委員会事務局長名をもつて「食肉かん詰の調査について」と標記した調査書を手印ブランドを持つ

有力問屋ならびにメーカーに直接送り、8月10日までに同事務局へ報告するよう要請してきた。

この調査書は不当景品類および不当表示防止法の運用上必要な調書であるとし、食肉缶詰のすべてについて品名ごとに記載し、内容重量、主要原材料名、販売地域、販売価格、仕入数量、会社の概要、など明細にわたつての記載が求められているものである。

これに対し、全缶協側は会社個々に報告が求められているとはいえ、一応食肉部会の立場から意見の統一を行なう必要があるとして、急拠会合を開らすこととなつたもの。

会合の結果、この調査書は排除命令を発令するための第一段階であるとの解釈に立つべきであり、排除命令によつて直接被害を蒙るのは、食肉缶詰全体の80%を占める全缶協側会員のブランドが対象とされることになるので、ここで調査書の提出問題とは別に全缶協側の現時点における食肉表示に関する考え方、施行規則に織りこむべき条項を卒直に公取委に提示し、同時に公取委の意向も打診すべきであるということになり3月4日、全缶協正副会長、食肉部会正副部会長ならびに専務理事が公取委事務局に出向き意志伝達を行なうことになつた。

## 肉表示で公取委課長に陳情

日 時 昭和43年3月4日 10:00~12:00時

場 所 公正取引委員会 景品表示課会議室

内 容 1. 肉表示に関する全缶協側要望の件

出 席 〔全缶協側〕 会 長 浅 井 二 郎 氏

食肉部会長 秋 間 健 次 氏

〃 副部会長 橘 田 嶽 夫 氏

株明治屋	高	崎	康	二	氏
野崎産業㈱	新	井	敏	也	氏
専務理事	北	田	久	雄	氏
〔公取委側〕 景品表示課長	伊	従	寛		氏
" 事務官	川	井	克	倭	氏
" "	関	根			氏

### ※ 会 談 の 概 要

肉表示に関しては業界側は過去何回となく協議し、その都度よりよい表示方法を検討してきたが、こうした手直しの段階において2月下旬、公取委事務局長より排除命令の第一歩とも見られる「食肉かん詰の調査について」の調査書が大手メーカー、有力手印ブランド所有の問屋に個々に送られ、いよいよ時間的余裕もなくなってきたという印象を業界にもたらせた。このため全缶協側は全缶協なりに態度をはつきりすべきであるとの考え方により、それにはまず直接公取委側の意見を求め、そして後その指示にしたがうということで景品表示課長と会談することになつたものである。この会談の結果、業界側が懶みとしていた農林規格は農林省の管轄とはいえ、あくまでも任意法であり、これに対し不当表示法は取締法であり、優先するとの伊従課長の見解であつた。

全缶協側は農林規格と不当表示法とはある面で矛盾する点があり、政府行政の指導が十分でないことを訴えたが、公取委事務局としてもすでにこれ以上肉表示の問題で公正競争規約の制定が遅延するようであつては排除命令を発動せざるを得ないとの考え方をかためている模様であつた。

全缶協側としては基本的には消費者に判り易く表示する姿勢であり、公取委側の意向も明確となつてきたので、この会談において公取委の指示に沿うこととなり同席上で委員長山田精一氏宛「食肉缶詰の表示についてのお願い」の文書を提出

この件に関しては全缶協単独でも善処してゆくむね約し、そのための公取委側の協力を要請した。提出文書は次の通り。

### 食肉缶詰の表示についてのお願い

#### 拝 啓

食品かん詰の表示に関する公正競争規約につきましては弊協会ほか業界あげて前向きの姿勢でその設定に努力しておりますこととご高承の通りであります。さて、食肉缶詰についての品名表示等に関する問題では食肉缶詰の扱い高がほぼ80%を占める弊協会員の立場から今般慎重検討の結果、早速次の処置を取ることと致しました。

- (1) 品名表示の同一視野内に使用原料肉名を明確に表示する。
- (2) 上記の具体的な事項については日本食肉缶詰工業協同組合ともども貴委員会の指示を抑ぎながら速かに作業を進める。
- (3) 現在々庫中の空缶（印刷済みの Tin plate を含む）完了次第上記(1)、(2)に基く製品を販売する。
- (4) 新製品移行までに要する期間の猶予をご配慮願いたいこと。

先般会員宛「食肉かん詰の調査について」の調査書を提出するようご指示頂いておりますが、本調査書提出が排除命令への一段階であるとの解釈もあり業界は相当混乱しております。又万一排除命令等のご措置へと進行することあらば昨今益々苦しい経済情勢下倒産等の最悪状態に追い込まれる業者も必至と考えられます。については上述の次第お汲み取りの上業界浮沈にかかる排除命令等のご措置をきよう、格別のご配慮をもお願い申しあげます。

なお以上は目下進行中の公正競争規約に織り込むよう同業関連団体に申し入れておりますが弊協会員としましてはこの規約が制定実施されるに先きだち上述の趣旨に従い実行致したく存じておりますので、この点も弊協会員の意のあるところをよろしくお汲み取りくださいとお願い申しあげます。

敬 具

## 施行規則に関する打合会

日 時 昭和43年3月4日 13.30～18.00時

場 所 日 缶 協 会議室

議 題 1. 施行規則(案)に関する内容について

出席者 日 缶 協 隅野専務、平野常務、渡辺~~麟~~太郎氏

食肉缶工組 関 専務

全 缶 協 北田専務、新井敏也氏

製 缶 協 阿江専務、山崎事務局長

本州製缶株 春日脩一氏、千葉雄三氏

東洋製缶株 長谷川雅一氏、栗山正治氏、檜崎和夫氏

大和製缶株 佐藤 亮氏

北海製缶株 大山時男氏

### ※ 打 合 会 の 概 要

この打合会では公正競争規約に関する施行規則がほゞ仕上げ段階に入つてきたので、手直しとなつた条項の説明とこれに対する検討が行なわれた。  
重な修正箇所は次の通り。

#### 1. 主要部分について

規約第3条1の(1)の主要部分とは、印刷缶又は包装紙に標示されたブランド名、絵等から見て容器の中心と見られる部分（以下「中心部分」という。）を中心同一視野に入る部分をいい、主要部分の面積は、同筒形の容器又は包装にあつては、中心部分を中心として缶胴の総面積の40%の部分、四角

## 1. 同一視野の解釈

同一視野の解釈は公取委は 30%、日缶協は 50% とそれぞれ違つた解釈をしているがこれに対してアメリカでは缶胴の 40% という規定があり、この部会では、アメリカの 40% というものが妥当であり、また理論的にも正しいものとしてこの原案で関係団体に諮り公取委の意向を打診することになつた。

## 2. 肉表示について

原料名は品名に併記し小型缶（ポケット 4 号缶ならびに 8 号缶）にあつては 6 P 太文字、その他の缶型にあつては 8 P 太文字以上を使用する。

## 3. その他の

公正競争規約（案）の肉表示について今後関係団体、関係諸官庁との打合せ会等の折衝によって字句の修正その他多少の変更が予想されるので、その都度部会を開いて検討するということはすでにその時間的余裕もないということから今後の変更については会長、副会長、食肉部会長に一任することになつた。

## 食肉缶工組との打合会

日 時 昭和 48 年 3 月 5 日 13.00 ~ 14.00 時

場 所 株北洋商会 7 階会議室

内 容 肉表示に関する件

出席者 [全 缶 協] 会長、副会長、食肉部会長 12 名。

[日本食肉缶工組]

明治製菓株 食品生産部部長 山 下 博太郎 氏

食品生産部課長 和 田 耕 治 氏

堀之内缶詰(株)	専務取締役	森 山 八 郎 氏
日東食品製造(株)	営業部長	町 田 光 弘 氏
雪印食品工業(株)	食品営業課	植 崎 俊 博 氏
日本食肉缶工組	専務理事	渕 義 愛 氏

### ※ 打 合 会 の 概 要

この打合せ会は午前中の緊急食肉部会のあと食肉組合側と連絡、協議する必要が生じ急拠開かれることになつたものであるが、食肉缶工組側の出席者は同組合の肉表示に関する特別委員会の構成メンバーが参加した。同組合の特別委員は7社となつており、本打合会には5名の委員が出席した。従つてその過半数の委員がこの打合せ会に出席したわけで、ここでの意見がだいたいの食肉缶工組側の方針といえるが、その考え方は午前中協議した食肉部会とはゞ一致した見解であり、今後も食肉缶工組と歩調を合わせすみやかに肉表示に関する公取委に譲承を得る方向に推進することになつた。食肉缶工組は明3月6日特別委員会を開き結論を出し、その結果を全缶協に連絡するとともに、渕、北田両専務理事が公取委に出向きその結果を伝えることになつた。

### 公正競争規約に関する農林省との連絡会

---

日 時 昭和43年3月5日 14.00～17.00時

場 所 農林省経済局海外中央研究室

内 容 公正競争規約(案)に関する件

出 席 [業界側] 全 缶 協 中山副会長代 北田専務

6 名 日 缶 協 隅野専務、渡辺鶴太郎氏

形の容器又は包装にあつては、一つの側面の全部、その他にあつては、中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。

## 2. 品 名

※ 2の1の(2)「豆類(グリンピース、ストリングビーンズ、シュガーピースおよび赤えんどうを除く。)以外の農産物の水煮」

※ 2の1の(3)「果実類の糖液づけ」

## 3. 2の3)併用品のシラップ漬の標示に関する規定は削除する。

(シラップ漬の定義が確立してから改めて検討。)

## 4. 4～2)「ミキサー用」についての使用目的を示す標示であるので削除する。

## 5. 別表(1)にペピーフードを追加する。その基準は次の通り。

『畜産物または水産物と野菜の混合品にあつては「肉野菜」または「魚野菜」と示すこと。ただし使用した畜産物または水産物の種類名を品名に明記し、畜産物または水産物の配合割合を品名に併記しなければならない。』

## 6. 畜肉味付・野菜煮

『原料肉名(牛肉、馬肉の別)を8ポイント以上の太字で品名に併記する場合は、品名を「肉味付」、「肉野菜煮」又は「野菜煮(肉入り)」とすることができる。』

## 7. 畜肉コンビーフ

『原料肉名(牛肉、馬肉の別)を8ポイント以上の太字で品名に併記する場合は、品名を「ニューコンビーフ」とすることができる。』

## 8. 別表3の形状のうち、さけの基準は次のように改められる。

『尾肉および小片肉にあつては「細肉」または「ピーセス」と示し、くび肉を用いたものにあつては「くび肉」と示すこと。』

## 9. 別表3の形状のうち、くじら水煮、味付の基準は次のように改められる。

『小間切れ肉を詰めたものにあつては「フレーク」と示すこと。』

## 10. 別表3の形状のうち、りんごの基準は次のように改められる。

『2ヶ割以外のものにあつては「4ヶ割」及び「スライス」、輪切にしたものにあつては、全形の図柄を標示して「輪切」、「アップルリング」、「パインスタイル（輪切）」と示すこと。』

11. 別表3の形状のうち、パインアップルの基準は次のように改められる。

『輪切りのものにあつては「輪切り」又は「ラセンスライス」、2ヶ割のものにあつては「2ヶ割」、4ヶ割のものにあつては「4ヶ割」、6分円から16分円に切断したものを混合したものにあつては「ピーセス」と示すこと。』

## 緊急食肉部会

日 時 昭和43年3月5日 10:00～12:00時

場 所 株北洋商会 7階会議室

議 題  
1. 肉表示に関する件  
2. 公取委との会合の結果について  
3. その他

出 席 13名

[オブザーバー] 日本食肉缶工組 渕 専務理事。

### ※ 部会討議の概要

この緊急部会は3月4日、会長以下6名が公取委に出向き直接景品表示課長、伊従 寛氏と面談し、公取委の意向を聞き、また、全缶協側の意見も卒直に述べた。その結果、速やかに措置を講じなければ排除命令もありうるということで緊急に在京部会員が集まり、慎重審議が行なわれ、翌日この結論を中部、西部の食肉部会員にも連絡をとり諒解を得た。

製缶協　山崎事務局長

[農林省側] 農林經濟局消費經濟課　松月典昭技官

農林園芸局經濟課　三井義博技官

その他水産庁水產課　1名。

企画庁　1名。

農林省園芸局鶏卵課　1名。　以上　6名。

### ※連絡会の概要

この連絡会は今まで業界側が検討を進めてきている公正競争規約(案)に関するもので、主として肉表示の問題、さけ、ます表示などにつき、どのような手直しがなされてきたかを農林省側に説明し、今後の見通しなどにつき意見の交換を行ない、農林省の立場でからため検討するための連絡会として開かれたものである。

### ズルチン使用のみかん缶詰に関するお知らせ

3月26日付で全缶協会員のみかん缶詰手印ブランド所有の問屋41社に次の文書を送付し、同時に関係団体にもその写を提出した。

#### ズルチン使用のみかん缶詰に関するお知らせ

拝啓　貴社ますますご繁栄にてお慶び申しあげます。

さて、すでにご高承のことと存じますが、ズルチンの使用基準につきましては昭和42年6月16日付で食品衛生法が改正され、魚介類缶詰を除くすべての食品缶詰について使用禁止となり、同年12月16日より適用になりましたが、去る3月15日岐阜県多治見市の保健所において果実缶詰を中心とした市販缶詰の検

査が行なわれ、別紙新聞写しのよう「有害くだ物かん詰出回る」の見出しでズルチン使用のみかん缶詰が摘発され一部移動禁止、廃棄処分が行なわれました。このズルチン使用禁止につきましては告示当時日本缶詰協会より各パッカーに対し周知徹底が図られましたが、同協会ではこの問題に關し厚生省環境衛生局長宛に別紙のような陳情書を提出するとともに現地に対しても適切な処置を講ずるべく手を尽しております。

つきましては全缶協会員店のうち手印ブランドをお持ちの会員店におかれましても、ズルチン使用は容易に検出され摘発、廃棄の対象とされますので今後果実缶詰類のお手配の場合、十分にご注意いたゞきたく、お願い申しあげます。敬具

日本缶詰協会では8月26日付田上会長名をもつて厚生省環境衛生局長松尾正雄殿宛に次の文書を提出し、同時に全缶協にその写しが提示された。

厚生省環境衛生局長

松 尾 正 雄 殿

・ 社団法人 日本缶詰協会

会 長 田 上 東 稲

ズルチンの使用基準改正に関する告示以前に製造された  
果実かん詰の市場在庫品の取扱いについてお願いのこと

拝 啓 いよいよご清栄のことおよろこび申しあげます。

平素は私共業界にたいし、種々ご指導いたゞきありがとうございます。

ズルチンの使用基準につきましては、昭和42年6月16日付告示により、魚介類かん詰を除くすべての食品かん詰について使用禁止となり、同年12月16日

より適用になりましたが、告示以前に製造された果実かん詰が、猶予期間中に消化されないままに一部市場在庫品として流通いたしております現状であります。

最近、岐阜県下の多治見保健所において、市販品に関する一斉検査の結果、告示以前に製造された一部の果実かん詰についてズルチンを検出したため、猶予期間中に回収を怠つたという理由のもとて、移動禁止ないし返品、廃棄処分に付したと伝えられております。

ご高承のとおり、食品かん詰は長期貯蔵性をもつ食品であります。一般的にみて平均市場在庫期間は2、3年であります。したがつて、市場在庫品の大半を消化するためには、すくなくとも製造後2回の需要シーズンを経過する必要があります。なお、食品かん詰は全国的に流通いたしております商品であり、かつ複雑な流通経路により販売されておりますので当該商品の回収はきわめて困難な事情にあります。

つきましては、食品かん詰の特殊性についてご勘案いたゞき、ズルチンの使用基準改正に関する告示以前に製造された果実かん詰のうち、ズルチンを添加使用した製品については本年の需要シーズンに極力消化いたすよう努力いたしますので、事情ご高含の上格別のご配慮を賜わるようお願い申しあげます。敬具

## 肉表示についての打合会

日 時 昭和43年3月8日 15.00～17.00時

場 所 株北洋商会 7階会議室

- 内 容
1. 畜肉味付、野菜煮の表示について
  2. 畜肉コンビーフの表示について
  3. その他

出席者 全国缶詰問屋協会 副会長（代）中山良助氏

株 明 治 屋	高 崎 康 二 氏
㈱ 国 分 商 店	安 田 銀 次 郎 氏
野 崎 产 業 ㈱	新 井 敏 也 氏
㈱ 北 洋 商 会	広 田 正 氏
全 国 缶 詰 間 屋 協 会	北 田 久 雄 氏
"	中 沢 和 雄 氏
日 東 食 品 製 造 ㈱	町 田 光 弘 氏
日本食肉缶工組	渕 義 愛 氏

### ※ 打 合 会 の 概 要

食肉缶工組渕専務から同組合の肉表示について次のような経緯の説明があつた。

「3月5日全缶協との会合の後、3月6日特別委員会を開き意見をまとめ。昨7日午前中に農林省と公取委に出向き、農林省の方はこの案ならスッキリするという意見であつた。公取委は課長が不在で川井課長補佐にて面談し、畜肉味付、野菜煮の方は馬肉と下の方に書くようにすればよいということでこの面では以前より軟かになつたという印象をうけたが反面「ニューコンビーフ」を「コーンミート」とすることを検討していただけないかとの強い要求がありその真意はどこまで強く公取委が要求しているのか課長が不在のため明らかでないがとにかくそういう要請があつたので昨日特別委員会を開き検討したがとにかく「ニューコンビーフ」で再度要求するということにした。その理由は次の通りである。

- (1) ニューコンビーフは昭和36年以降用いておりすでに消費者はそれを認識している。
- (2) 仮に名を変えるとなると経済的負担が大きく売れなくなることも考えられる。
- (3) 「ニューコンビーフ」がどうしてもいけないということならJAS規格通り畜肉コンビーフとしたい。

以上の3点の理由を挙げさらに公取委の意見を求めるこことなり、本日全缶協と打合せのうえ明9日、全缶協事務局とともに公取委に出向き意向を確かめたいと思う。」



この打合せ会で「コーンミート」とすることの反対の理由として「コーンミート」とすると下に馬肉という表示はいらなくなりあらゆるものがコーンミートのなかにはいる。従つてかえつて粗悪品が出て消費者に迷惑がかかるということ。さらに「ニューコンビーフ」は馬肉と牛肉が使用されていることであり、原料肉の最低は馬肉混入でそれ以外の肉は使われていないという考え方であるから粗悪品防止のためにも「ニューコンビーフ」でゆくべきだとの意見があり、この点を9日公取委に強く訴えようという話合いとなつた。また「ニューコンビーフ」ではどうしても公取委が認めないとする場合にどういう品名にしたらよいかを検討した結果、あくまでもニューコンビーフという基本線け崩さないが第2案として「馬肉  
牛肉コンビーフ」としたいという意見も出された。また公取委の要求通り「コーンミート」も最終的に考えておくことで一応施行規則によりこむ文案は次のように修正されることになつた。

(1) 公正競争規約の施行規則のなかに下記のようす折り込む。

品 名	基 準
畜肉味付野菜煮	原料肉名(牛肉、馬肉)を8ポイント以上の太字で品名と同一視野内に(品名の下に)表示する場合は、品名を「肉味付」「肉野菜煮」または「野菜煮(肉入り)」とすることができます。
畜肉コンビーフ	馬肉に牛肉を混用したものにあつては「馬肉・牛肉」であることを8ポイント以上の太字で品名の下に併記して示すことにより「ニューコンビーフ」とすることができます。

以上のような文案を規則に折り込むということで全缶協側は会長の承認を得たうえで3月9日、食肉缶工組済専務、全缶協北田専務とともに公取委伊従課長に面談しこの日の打合せ会の結論を伝え、公取委側の意向を打診することになった。また正式文書によらず決定までは口頭およびメモ程度のもので話を進めてゆくことになつた。

## 公取委伊従課長との打合結果

3月9日北田専務理事は日本食肉缶工組の済専務理事と業界で最終的に煮詰めた案を持つて公取委を訪づれ、景品表示課長伊従寛氏、同事務官川井克倭氏と面談。活字の大きさ、ならびに「ニューコンビーフ」を品名とし、なるべく「コーンミート」の表示は避けたいむね、その理由を十分に説明し、諒解を求めた。伊従課長は「ニューコンビーフ」としてもそこに説明理由もあり、活字の大きさも大体納得出来るので早急に消費者団体、業界代表、関係官庁をまじえた連絡会を開き意見の整理をしたいと語つた。

なお施行規則においてこむ文案のうち畜肉味付、野菜煮の基準については「同一視野内に（品名の下に）」とあるのは「併記する」でよいのではないかとの伊従課長の意見があり、さらに基準を手直ししたりえて業界の意向を文書にまとめ公取委事務局へ提出することになつた。

## 食肉缶詰の表示に関する文書公取委へ提出

昭和43年3月12日全缶協北田専務理事は食肉組合済専務理事と公正取引委員会景品表示課長伊従寛殿宛「食肉缶詰の表示に関する件」=全缶協庶発第57号=〔別掲〕文書提出にさきだち関連団体および官庁への事前連絡を行なつた。

1. 提出文書は全缶協、食肉組合とも同一内容による文書を作成し、別個提出のかたちをとつた。
2. 首題文書を公取委に提出するにさきだち同文書の写を次の順序により各事務局に手渡した。
  - a、日本食肉缶工組 (渕専務理事)
  - b、日本製缶協会 (阿江専務理事、山崎事務局長)
  - c、日本缶詰協会 (隅野専務理事)
  - d、農林省農林經濟局長 (森実課長、松岡技官)  
　　〃 畜産局食肉鶏卵課
  - e、公取委景品表示課 (伊徳課長不在につき関根技官へ本書を提出)
3. 農林省および公取委へは 8 ポイント太字の清刷り見本を添えて提出した。
4. その他

製缶協会より新表示で実施される運びとなつた場合問屋筋が旧表示のものは扱わないというようなことのないよう特に手回しをしていただきたいとの要望があつた。

### 食肉缶詰の表示に関する件

拝 啓　　去る 3 月 4 日はご多忙中にも拘わらず、首題の件につきご高見を賜わりありがとうございました。

さて、翌 3 月 5 日、3 月 8 日に弊協会食内部会では食肉缶詰の品名表示に関して、日本食肉缶詰工業協同組合とも密接なる連絡を取りながら前向きの姿勢で協議し、貴委員会よりのご指導に基づき、食肉缶詰の品名表示を次の通り公正取引規約施行規則の中に明記することにより、誤認を招かないよう措置することと決定致しましたので、この旨ご報告申しあげます。

なお実施に際しましては印刷済プリキ、製造済空缶等の在庫の実情をご勘案賜わ

り、猶予期間につきましては少くとも規約が施行後2カ年間の設定をご承認下さるようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

公正取引規約施行規則に記載する内容

別 表1. 品 名

品 目	基 準
畜肉味付・野菜煮	原料肉名(牛肉、馬肉の別)を8ポイント以上の太字で品名に併記する場合は、品名を「肉味付」、「肉野菜煮」又は「野菜煮(肉入り)」とすることができます。
畜肉コンビーフ	原料肉名(牛肉、馬肉の別)を8ポイント以上の太字で品名に併記する場合は、品名を「ユーコンビーフ」とすることができます。

## 公正競争規約に関する表示連絡会

日 時 昭和43年8月28日 10:00~12:30時

場 所 公正取引委員会景品表示課 会議室

議 題 食品缶詰の表示に関する公正競争規約(案)について

主 催 公正取引委員会

出席者 [消費者団体] 主婦連合会 阪井いち氏

消費科学連合会 戸田つる氏

日本生活協同組合連合会 岩田友和氏

全国地域婦人団体連合会 似鳥幾久栄氏

	消費者協会	金 森 房 子 氏
[全 缶 協]	規格部会長	橋 田 春 男 氏
	食肉部会長(代)	新 井 敏 也 氏
	" 副部会長(代)	高 崎 康 二 氏
	専 務 理 事	北 田 久 雄 氏
[日 缶 協]	専 務 理 事	隈 野 勇 氏
	常 務 理 事	平 野 孝 三 郎 氏
		渡 辺 麟 太 郎 氏
[製 缶 協]	事 務 局 長	山 崎 力 氏
[食 肉 組 合]	理 事 長	矢 住 清 亮 氏
	専 務 理 事	渕 義 愛 氏
[公 取 委]	景品表示課長	伊 従 寛 氏
	事 務 官	関 根 芳 郎 氏

### ※ 連絡会の概要

公正競争規約(案)についての最終的な消費者団体との連絡会として公取委主催で開催されたが、施行規則に関しての意見交換は主として馬肉表示とされ、ます表示が中心テーマとなつた。

まず馬肉表示については馬肉、牛肉の別を8ポイント以上の太字で品名に併記することにより「肉味付」「肉野菜煮」又は「野菜煮(肉入り)」と表示することができるという修正案であつたが、「馬肉・牛肉」と表示する場合、馬肉と牛肉がそれぞれ50%づつ混用してあるとの誤解が生じるので牛肉が20%程度の混用率なら「馬肉」のみの表示にせよとの消費者団体の意見が出された。

また活字は5号ゴシックの大きさを望むとの意向で、業界の歩み寄りがあれば公取委へ一任するとの考え方であつた。

さけ、ます表示については業界側はからふとますもさけ科のさけ属であり、輸出向けはむしろますの方が高値であり、また実際の工船における製造上からも缶マークによつて種別する以外困難であることを説明し、消費者団体もこゝまで討議してきたのであるから、本とは公取委へ一任したいとの意見であつた。

なお、外来語は適當な邦訳に改めていたゞきたいとの意見であつたが、例えば「ピーセス」などの呼称は徐々に検討して改めてゆくよう業界側の努力を要請したいとの阪井いち氏の発言である。

たゞし、りんごの場合「アップルリング」または「パインスタイル（輪切）」は非常にまぎらわしいので「りんご（輪切）」一本に改めていたゞきたいとの強い声もあつた。

以上、本連絡会は最終段階としての会合であつたが、この連絡会の結果をもとに業界側はさらに最後の検討を加え公正競争規約の制定を急ぐことになつた。

## 第4回 公正取引協議会設立準備委員会

日 時 昭和43年3月29日 13:30～16:30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議 案
1. 公正競争規約（案）一部修正について
  2. 公正競争規約施行規則に折り込むべき事項および内容の一部修正について
  3. 公正競争規約設定認可申請について
  4. その他

出 席 日缶協側 22名。 全缶協側 3名。

### ※ 協 議 の 概 要

第4回設立準備委員会は規約ならびに施行規則の手直しされた部分の説明が日缶協平野常務理事からなされたのとそれらの修正点についての検討を行なつた。

まず公正競争規約（案）の主な修正個所は定義の第2条に「炭酸飲料並びに果実飲料を除く」とある部分を「飲料類および飲料用の嗜好品ならびに飲料用の菓子類を除く」に改めるとの説明があつたが、この件はなお問題があるので定義の除外例は事務局において再検討することになつた。その他の修正部分は次の通り。

1. 第3条品名等のうち「食品かん詰公正取引協議会」とあるのは「全国食品缶詰公正取引協議会」に改める。
2. 同上3項の原料の配合の割合に「(2)ベビーフードにあつては表示内容量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。」を加える。
3. 第5条商品名は「(1)商品名は品名の文字の大きさの1.5倍以下の文字で示すと。」に改め、さらに特選、精選等の標示については「(2)特選、精選その他当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を標示するときは、規則に定める基準に従つて示すこと。」に改める。
4. 第12条規則の制定については「公正取引協議会はこの規約の実施に関する規則を定めることができる。」に改める。

以上の4項が修正されることになつた。また施行規則の手直し部分は次の通り。

1. 別表(1)品名のうちぶどうは『「マスカットオブアレキサンドリヤ」又は「ネオマスカット」と示すことができる』となつてゐるが、そうするとヤンベル種や巨峰はどうするのかという問題があり、これは別表(2)の原料の品種の項へ移しいずれ協議会において検討することになつた。
2. シラップ漬の表示に関してはまず定義を決定してから協議することになり削除された。
3. 肉表示については消費者団体より「馬肉・牛肉」とするのはそれぞれ50%づつの原料が使用されているような誤解を生じるので牛肉が2割程度しか使われていないのなら馬肉だけを表示すべきであり、また活字の大きさは5号ゴジツ

クを希望したいとの強い意向であつたが、一応業界原案通りで公取委側と折衝することになつた。

大体以上のようなことが検討されたが、特に日本製缶協会側より、規約(案)の煮詰めの段階において改版が行なわれることのないよう協力して欲しいとの強い要請があつた。

## 肉表示に関する公取委側との打合会

日 時 昭和43年3月30日 10.00～12.00時

場 所 公正取引委員会 景品表示課

内 容 肉表示に関する件

出 席 公取委 伊従課長、全缶協 専務理事、食肉組合専務理事以上3名

### ※ 打 合 会 の 構 要

3月28日の消費者団体との連絡会の結果をもとに肉表示に関する業界側の意向と、公取委事務局の考え方を打診のため全缶協、食肉組合両事務局が公取委を訪れ施行規則に織り込むべき肉表示の基準を中心に話合つた。

伊従課長の意向は大要次の通り。

1. 馬肉、牛肉表示の活字の大きさは小型缶にあつては8ポイント、それより大きい缶型は9ポイントとし、5号ゴシックでなくてもよい。また馬肉、牛肉の配合割合については協議会の内規に織り込み、施行規則に譲わなくともよいのではないか。
2. 猶予期間は告示後2カ年というよりも施行後6カ月とすれば告示されてから1年となり、この期間が過ぎてもなおかつ在庫一掃できないものは事前に届

出て、猶予期間が延長できるようになるとよい。すなわち協議会にて期間の延長を届出て認可を得るという方法がよいのではないか。

以上のような伊従課長の見解であつたので、これをもとに手直しをし、業界側事務局に連絡をとることになった。

## (第2回) 東急缶詰まつり要綱

1. 名 称 東急百貨店缶詰まつり
2. 期 間 5月31日～6月12日 12日間
3. 会 場 (1) 東急百貨店東横店地下催賣場 ケース30台  
(2) 同 日本橋店地下1階催賣場 ケース23台
4. 主 催 日本缶詰協会
- 後 援 日本製缶協会、全国缶詰問屋協会、東急百貨店
5. 参加申込 日本缶詰協会に参加料金5万円を添付して申込みのこと。
6. 申込締切り 4月10日、ただし予定数に達した場合は期日前に打切る。
7. 取引方法 (1) 買取仕入、納入価格については、東急、参加者の協議にてより決定する。  
(2) 東急の取引口座によるものとし、現在口座のない参加者は取引口座のある業者を経るか、または缶詰協会の臨時口座を利用する。
8. 販売方法 (1) 各社売台1ケース担当し、ブランド別に陳列販売、商品点数は各社15点程度。  
(2) 各社特別提供の奉仕品を5点選出し販売する。  
(3) 各社担当のケース毎に宣伝販売員による試食宣伝販売を行なうほか、特設の立食コーナーを利用して日替りにて宣伝に当る。

(二) 有料立食コーナーで缶詰を材料としたジュース、サン  
ドウイツチ、フルーツケーキ等を製造実演し即売する。

9. デモンストレーション

10. 宣伝広告等

会員消息

[木佐藤商店社長佐藤伝吉氏就任]

※ 株木佐藤商店前社長佐藤伝吉氏逝去により2月8日開催の取締役会において  
取締役副社長の佐藤達二氏が、佐藤伝吉を襲名し、取締役社長に就任した。  
また2月8日開催の株主総会並びに取締役会において下記の役員が決った。

専務取締役	草 切 武 夫 氏
常務取締役	永 井 誠 一 郎 氏
常務取締役	渡 辺 利 夫 氏 (新任)
取締役(仙台支店長)	佐 藤 只 雄 氏
取締役(郡山支店長)	阿 曾 忠 司 氏
取締役(平 支店長)	佐 藤 辰 吉 氏
取締役(盛岡支店長)	阿久津 軍 兵 氏
取締役(秋田支店長)	佐 藤 正 男 氏 (新任)
取締役(営業部次長)	佐 藤 達 夫 氏 (新任)
監査役	佐 藤 操 氏
監査役	佐 藤 よ し 子 氏 (新任)

## 〔社名変更〕

丹羽商事株（八王子寺町1の1）はこのほど 役員会で4月1日から社名を株丹羽北洋とすることに決まり、同時に新役員を次の通り決めた。

取締役会長	浅井二郎氏
取締役社長	丹羽定治氏
専務取締役	丹羽義三氏
常務取締役	高島富士夫氏
取締役	和氣正夫氏
取締役	平川茂氏
監査役	慶田勇吉氏

## 〔社名変更〕

※ 有限会社青山商店（館山市長須賀町157番地）は2月1日付で株式会社青山と社名を変更した。  
代表取締役社長 青山四十次氏。

